

平成23年4月28日

**節電・ピークカットに資する設備の導入を促進します**

県では、企業における節電を促進するため、中小企業が比較的取り組みやすい規模の節電対応設備の導入を対象として、県制度融資のフロンティア企業支援資金に「ピークカット 15%促進緊急対応枠」を新たに創設します。

**1 フロンティア企業支援資金（ピークカット 15%促進緊急対応枠）**

- ① 夏場の電力需要期に向けた小規模で緊急的な設備導入に対応  
(第三者機関の認定が不要で、1,000万円以下の設備を対象)
- ② 県制度融資における最低水準の利率  
(震災対応要件を含むセーフティネット資金(経営支援枠)と同水準)

**(1) 対象者**

県内で6か月以上継続して同一事業を営む中小企業者等で、節電に資するため次に掲げる設備・機器の導入をする者

- ① LED照明設備
- ② 太陽光発電設備
- ③ 風力発電設備
- ④ 自家発電設備

**(2) 融資条件**

- ① 融資限度額 1,000万円
- ② 資金使途 設備資金・運転資金
- ③ 融資期間 5年以内(据置1年以内)
- ④ 融資利率 年1.7%  
(責任共有制度対象の保証付きの場合 年1.9%)
- ⑤ 信用保証 新潟県信用保証協会の保証付き
- ⑥ 取扱期間 平成24年度末まで

**2 取扱開始日・・・平成23年5月16日(月)****3 申込窓口・・・県制度融資の取扱金融機関****【参考】フロンティア企業支援資金**

- ① 新技術・新事業等展開枠(新技術・新商品等の開発に融資、NICOの認定が必要)
- ② グリーンニューディール枠(新エネ・省エネ機器の導入に融資、NICOの認定が必要)
- ③ 商店街活性化支援枠(空き店舗の利用や魅力ある店舗づくりに融資、県の認定が必要)
- ④ 設備投資促進枠(大規模で積極的な設備投資に融資)
- ⑤ ピークカット 15%促進緊急対応枠(節電のための設備の導入に融資)【今回新設】

本件についてのお問い合わせ先  
商業振興課 古田、石山  
(直通) 025-280-5240 (内線) 2770